

栃木県地域電源供給拠点登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内にEV・PHV（以下、「EV等」という。）用の急速充電器（以下、「急速充電器」という。）を設置している事業者、団体及び施設等の管理者（以下、「事業者等」という。）を対象に、災害時に栃木県災害時協力車登録制度に登録されたEV等に対して優先的に急速充電器を使用させていただける充電スポットを募集し、当該急速充電器を「地域電源供給拠点」として登録し、広く周知することで、EV等を動く非常用電源として活用することを促進し、本県における「災害時のレジリエンス強化」及び「EV普及を通じた脱炭素化」を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域電源供給拠点

県内に事業者等が設置する急速充電器で、「栃木県災害時協力車登録制度」に登録されたEV等が、災害時に、避難所等に電力を供給するために優先的に使用できる充電スポットをいう。

(2) 災害時協力車登録制度

県内で災害等による大規模停電が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所等における緊急電源となる車両の確保のため、これらの車両をあらかじめ登録し、県の依頼に基づく給電活動に協力する制度をいう。（令和3（2021）年3月30日付け第161号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）

(3) 急速充電器

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及びEV等に搭載された電池への充電を制御する機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW以上のもの（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限る。）をいう。

(4) 申請事業者

第5条に基づき、本制度に申請する者をいう。

(5) 登録事業者

第6条に基づき、登録通知書を通知された者をいう。

(6) 登録証

地域電源供給拠点として登録された急速充電器に対し、県が登録事業者へ交付する掲示物で、当該急速充電器に貼付するものをいう。

(対象設備)

第3条 「地域電源供給拠点」として登録する急速充電器は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 災害時に使用可能な場合において、栃木県災害時協力車登録制度実施要綱第9条に規定する給電活動に際し、優先的に充電することができる急速充電器であること

(2) 既に稼働していること

(対象事業者)

第4条 この要綱の規定に基づき、「地域電源供給拠点」の登録を申請することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者又は県が特に認める者とする。

(1) 県内に急速充電器を所有又は設置している事業者等（ただし、充電器の所有者が

- 申請事業者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ている者に限る。)
- (2) 災害時の活用実績について、県から照会があった場合に協力できる者
 - (3) 以下の急速充電器の情報を公表することに対して同意できる者
 - ア 「地域電源供給拠点」の所在地
 - イ 登録事業者名
 - ウ 登録事業者の連絡先
 - (4) 県が実施する脱炭素に関する普及啓発事業に協力できる者

(登録の申請)

- 第5条** 「地域電源供給拠点」の登録を受けようとする者は、登録申請書(様式第1号)及び当該様式に記載の関係書類を添えて、県に提出するものとする。
- 2 県は、自らが所有する急速充電器を前項の規定によらず登録できるものとする。

(登録の決定及び通知)

- 第6条** 県は、前条に基づく申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、第3条及び第4条の要件を具備することを確認した上で、登録通知書(様式第2号)により申請事業者へ通知し、「地域電源供給拠点」として登録するものとする。

(登録証の交付)

- 第7条** 県は、前条の規定により「地域電源供給拠点」として登録した急速充電器に対して、登録証を交付するものとする。なお、登録証は当該充電器の視認しやすい箇所に掲示するものとする。
- 2 1つの急速充電器につき交付する登録証は1枚とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、県が登録証の再交付を認めた場合はこの限りではない。なお、再交付を希望する登録事業者は、各号の様式に関係書類を添えて県に届け出なければならない。
 - (1) 登録後、「地域電源供給拠点」を同一の施設内、あるいは異なる施設へ移設した場合(様式第3号)
 - (2) 経年による劣化や損傷等により、登録証の内容の確認が著しく困難と判断される場合(様式第4号)
 - (3) 盗難・紛失等により登録証を亡失した場合(様式第5号)

(登録の解除)

- 第8条** 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、「地域電源供給拠点」の登録を解除するものとする。
- (1) 登録後、第3条及び第4条に規定する事項に合致しない等の事態が判明したとき
 - (2) 登録事業者の都合により、「地域電源供給拠点」としての運用を廃止し、登録証の掲示を終了するとき
 - (3) 「地域電源供給拠点」として登録されている急速充電器を撤去・処分するとき
 - (4) その他、県が必要と認めたとき
- 2 県は、前項の規定により登録を解除したときは、その理由を付して当該登録事業者に通知するものとする。
 - 3 登録事業者は、第1項第2号又は第3号に該当する場合は、廃止届出書(様式第6号)に関係書類を添えて、事前に県へ届け出るものとする。
 - 4 登録事業者は、第1項の規定による登録の解除があったときは、速やかに登録証を廃棄するものとする。

（登録事業者の変更）

第9条 登録事業者は、「地域電源供給拠点」の所有権を移転した場合は、登録事業者の変更に係る届出書（様式第7号）及び同意書（様式第8号）に関係書類を添えて、当該事実が発生した日から1か月以内に、県に届け出るものとする。

（個人情報の管理）

第10条 県は、申請者から提供された個人情報を他の用途に利用してはならない。

- 2 県は、個人情報の授受、保管及び管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、個人情報の保護に必要な万全の措置を講じなければならない。
- 3 県は、申請者から提供された個人情報について、保管の必要がなくなった場合は、機密を保持した上で確実に処分するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6（2024）年8月21日から施行する。